

平成19年5月28日

競争入札参加有資格者 各位

財務部契約課

営業所の専任技術者でない代表取締役の監理技術者等への就任について

このことについて、下記のとおり取扱い基準を定める。

#### 記

1 対象案件

専任の監理技術者又は主任技術者の配置を資格要件とする工事

2 基準の内容

営業所の専任技術者になっていない代表取締役については、上記1の工事における専任の監理技術者又は主任技術者に就任することができる。

この場合、建設業法施行規則様式第8号による「専任技術者証明書（新規・変更）」又は「専任技術者証明書（更新）」の写しを市に提出し、営業所の専任技術者等について、確認を受けなければならない。

3 適用日

平成19年6月1日以降の入札執行について適用する。